第10回 市場制度ワーキング・グループ ご説明資料

2021年5月25日 三菱UFJフィナンシャル・グループ



本日お話しする内容

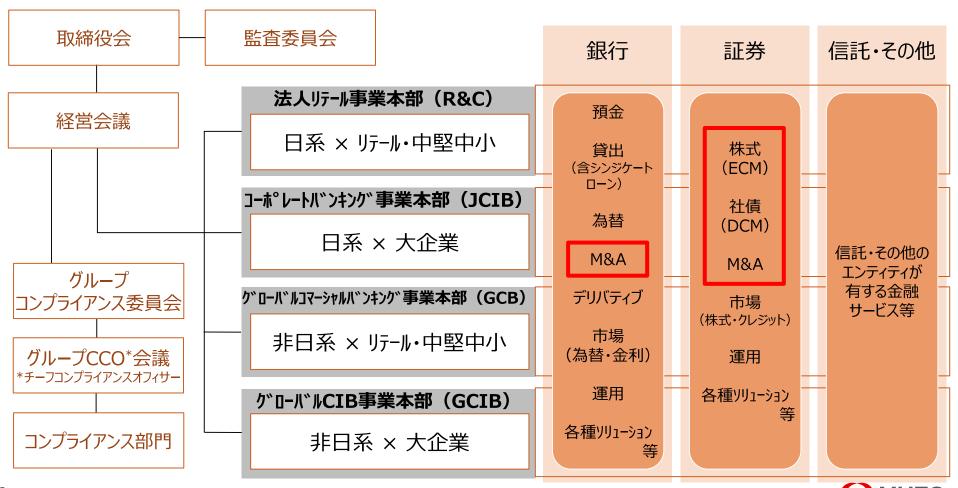
- 1. MUFGの組織
- 2. お客さまの情報管理
- 3. 利益相反管理
- 4. 優越的地位の濫用防止
- 5. FW規制撤廃によるお客様のメリット



1. MUFGの組織(1)グループの組織図

- MUFGでは日系・非日系および大企業・中小リテールの別に、4つの顧客部門を設置
- M&Aや債券・株式等の市場調達に関する、いわゆる「投資銀行業務」は、グループ傘下の証券 エンティティ及び銀行の一部から提供

MUFGの組織と機能



1. MUFGの組織(2)プライベート部門とパブリック部門

- 法令・監督指針及び日証協規則・全銀協ガイドラインに基づき、銀証それぞれプライベート・パブ リック間で法人関係情報の隔壁を設置
- 銀行の政策投資部署では、銀行が法人関係情報を保有している際には、売買を一律停止

MUFGにおけるプライベート/パブリックの区分

	一				
	銀行	証券			
各エンティティ 内での規定	法人関係情報の情報の保有者・伝達先は、「業務上必要な先」に限定法人関係情報を、情報伝達禁止部署(含む兼務者)に、伝えてはならない	第三者に法人関係情報を伝達してはならないただし、業務遂行上、「必要不可欠な者のみ」に限り、 伝達可能プライベート部門からパブリック部門への伝達は、社内 ルールに従い対応			
プライベート	営業本部・支店下記①~③を除く本部部署	投資銀行本部法人本部(法人支援部職域ビジネス室を除く)			
チャイニース゛ウォール		人事異動などを踏まえた 遮断			
パブリック	① グローバルクライアントソリューション室ストラクチャリンググループCPライン【外貨資金調達】② コーポレートバンキング企画部CPM(クレジット・ポートフォリオ・マネジメント)室【CDS取引】③ アセットコンサルティング部【金融商品仲介】	• 投資顧問部 ・法人支援部職域ビジネス室			
政策投資部	・政策投資部署 (融資企画部・政策株式法)	ひ資Gr)での政策保有株式の売買は、 <mark>事前に法人関係</mark>			

情報の保有の有無を確認し、法人関係情報を保有している場合は、売買を一律行わない運用

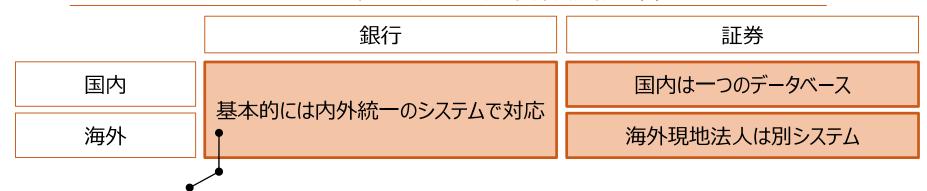


取扱い

2. 顧客情報管理(1)法人関係情報の管理システム(グループ全体像)

- 法人関係情報は、基本的に、エンティティ毎にグローバル共通の管理システムを構築
- 他のエンティティへの法人関係情報の伝達の際は、伝達先エンティティで新たに管理登録
- 銀行におけるシステム(インサイダー情報ナビシステム)へのアクセス権限は、三菱UFJ銀行 の役職員全員(ただし、証券ホームベースの銀証兼職者は除く)

MUFGグループ内の銀行・証券の法人関係情報の管理システム



【銀行で利用しているインサイダー情報ナビシステムについて】

システムへのアクセス権限の保有者

• 三菱UFJ銀行の全ての役職員(ただし、証券ホームベースの銀証兼職者は除く)

管理責任者

コンプライアンス統括部長(コンプライアンス統括部が一元管理部署)

エンティティを跨ぐ法人関係情報の共有

 顧客同意及び業務上の必要性の判断に基づき、エンティティを跨いで、法人関係情報を共有する場合には、共有先エンティティにおいて、当該エンティティ内の法人関係情報のデータベースに登録し、適切目つ厳格に管理を実施 (両システムは連携していないものの、法人関係情報の不適切な利用は行われない体制を整備)



2. 顧客情報管理(2)法人関係情報の管理システム(具体的な業務フロー)

- 法人関係情報について、営業店担当者が入手後ただちに一元管理部署であるコンプライアンス統括部へ報告
- 情報共有先は、「業務上必要」(Need to Know)である先を営業店部店長が判断し、原則、システム経由で共有

三菱UFJ銀行の法人関係情報の管理システム

情報共有の必要性に 関する規定

1. MUFGの組織

「業務上必要」(need to know)とは、『そのインサイダー情報を知らなければ、職務を遂行するう

えで、適時・適切な判断等に支障を来し、結果的に顧客や当行の利益を損ねる可能性がある』場合 (インサイダー情報取扱手続) コンプ。ライアンス統括部 営業店 他部店 他部店 (一元管理部署) (情報入手者) (情報共有先) (共有禁止先) • 情報入手後、管理対象の情報か確認 入手 • 確認後、直ちに概要をシステム登録し、 【外貨資金調達】 一元管理部署に報告(初期報告) • グローバルクライ アントソリューショ • 初期報告の翌営業日までに詳細をシス ン室ストラクチャ 申請内容を確認。適切に報告さ テム登録、一元管理部署へ報告 登録 リンググループ れているかチェック • 部店長は部店内の情報保有者を決定 CPライン • 与信所管部や主管店等の業務上必要 • 共有を受けた情報についてシステム 情報保有• 共有先の適切性をチェック。ケース 上で保有の旨を部店長宛報告 な先を部店長が決定 によっては部店長宛に指示(部 共有 【CDS取引】 • 共有先からの他部への共有は禁止 • システム経由で伝達 店長は当該指示に従う必要有) ・コーポレートバン キング企画部 ・3ヵ月更新がない情報をアラート。 追加情報等がある場合は、入手時同様、 CPM室 見直し・管理 システム登録し、一元管理部署へ報告 情報更新・解除等の対応を指示 (営業店は2週間以内に対応) 【金融商品仲介】 • 申請内容を確認の上、解除可否 • 部室店長は、解除事由等を明記の上、 • アセットコンサル 解除 を決定。解除承認の結果はナビ ナビシステム(エビデンス添付)により、 ティング部 一元管理部署に速やかに解除申請 システムに反映

役職員の 有価証券売買

- ・ 法人関係情報に触れる可能性の高い特定本部:株式売買等は不可。ただし、やむを得ない理由で売買を行う際は、 許可申請書を部店長経由でコンプライアンス統括部へ提出、承認を得る必要あり
- ・ その他の部署:コンプライアンス統括部に事前届出書を提出。同部がインサイダー情報や禁止行為の有無をチェック

2. 顧客情報管理(3)法人関係情報以外の顧客情報の管理

- 法人関係情報以外の顧客情報の管理方法は大きく2種類
 - 利益相反管理が必要な情報は、情報隔壁を設置し、法人関係情報同様、厳格に管理
 - 他の一般的な非公開顧客情報は、いわゆるNeed to Know原則に従い、適切に管理

顧客情報の範囲と管理の枠組み

一般的な非公開顧客情報

- ・情報セキュリティ管理手続等で規定
- 一般原則に従いプリンシプルベースで管理
- ・詳細は右記

1. MUFGの組織

利益相反管理が必要な情報

- 利益相反管理手続等で規定
- 法人関係情報と同様に厳格に管理
- インサイダー情報ナビシステムに登録して情報保 有者を厳格に管理
- ファイルへのPW設定
- オープンスペースでのMtg禁止
- 書類放置の禁止
- コードネーム使用、等

法人関係情報

- インサイダー情報取扱手続等で規定
- インサイダー情報ナビシステムに登録して厳格に管理
- ・詳細は2(1)(2)をご参照

一般的な非公開顧客情報の管理

一般原則(いわゆるNeed to Know)

- 情報セキュリティ管理手続等で規定
- 業務上の必要がない限り行外への開示は禁止
 - 経営管理/内部管理に関するものは別として、グループ 内他社への情報開示には顧客同意の取得が前提
 - グループ会社間でのチャイニーズウォール管理が必要となる 情報については、個別のルールを設定して管理
- 利用は業務上の目的の範囲内に限定、行内での開示も 必要最低限とすることが必要

システム面の手当て

- 重要な顧客情報を含むシステム(与信管理・CRM等) は、店番制御により、同一部室店所属者と業務所管部の みにアクセス権限を限定
- 電子ファイルは以下の①・②いずれかのドライブで保管。秘 匿性の高いものにはパスワードを設定
 - ① 同一課・グループ所属者のみアクセス可(原則)
 - ② 同一部室店所属者のみアクセス可
- ・ 極めて秘匿性が高い情報は、アクセス権限者を、個別に限 定した特別なドライブを設けて保管



1. MUFGの組織

2. 顧客情報管理(4)法人関係情報の管理の検証体制

- 法人関係情報を含む顧客情報の管理については、コンプライアンス統括部が行内ルールの整備を行い、新入 行員~マネジメントに至るまで研修等を通じて、趣旨やルール順守に関する教育を徹底
- 法人関係情報の入手から、登録・共有・見直し/管理・解除に至るまでのフローは、P6の通り
- コンプライアンス統括部では、法人関係情報の申請案件についての報告遅延の有無のチェック及び遅延が発 覚した場合は遅延した原因を調査したり部店への指導や再発防止策の指示等を実施。また、異動により担 当者不在の案件の部店長宛の登録指示等、適切な管理を主導

法人関係情報管理の検証体制

ルール整備	コンプライアンス統括部が、法令等に基づき、情報セキュリティ管理手続きや法人関係情報関連の 手続き(インサイダー情報管理手続き)等を、行内の関連規定を策定・整備
行員教育	• 新人導入研修から、一般行員の定期的な情報取扱いルール順守に係る研修に至るまで、重層的 な社内教育を徹底
実際の法人関係情報 の管理	• (P5-6に記載の通り)
事後の検証体制	 コンプライアンス統括部は、各拠点の法人関係情報の適切な管理のための自主点検の枠組み整備 各拠点において半期毎に自主点検を実施。法人関係情報を管理するシステム以外(例えば活動報告をするシステム等)に誤って情報が記載されていないか確認。点検日から10営業日の期間に送信されたメールをサンプルとして、管理する法人関係情報がメールに混入していないか確認 コンプライアンス統括部は、法人関係情報の申請案件の報告遅延有無のチェックを行い、遅延が発覚した場合は遅延の原因調査や部店への指導、再発防止策の指示等を実施 コンプライアンス統括部は、異動により担当者不在の案件の部店長宛の登録指示等も実施



3. 利益相反管理(1)利益相反の管理システム(グループ全体像)

- グループ・グローバルベースでの利益相反管理システムを用いて、銀行・証券双方の利益相反の管理を実施
- 当該システム含む利益相反管理責任者はコンプライアンス統括部長。システムへのアクセス権限は、グループ・各業態の利益相反管理業務従事者
- 利益相反管理が必要な案件が発生した際は、営業担当部から各業態コンプライアンス部署に連携され、当該部署がシステムへの案件登録を実施

グループ全体の利益相反の管理(システム)

利益相反の定義

1. MUFGの組織

(MUFG利益相反管理方針)

利益相反とは、お客さまの利益と当グループの利益、又は当グループが義務を負っている複数のお客さま間の利益が、競合・対立する状況等をいいます。

• こうした利益相反は金融コングロマリット化の進展や多種多様な金融取引によって日常的に生じておりますが、**当グループ内の利益相反による弊害を防止するため、適切な経営管理体制やコンプライアンス体制を構築**してまいります。

銀行

証券

信託

その他

国内

海外

業態を跨ぐ利益相反管理が必要な案件は グループ・グローバル共通のシステムにて一元管理

【銀行におけるシステム利用について】

システムへのアクセス権限の保有者

- 持株・銀行・証券の利益相反管理業務従事者
- 各業態の営業担当者は、各業態コンプライアンス部署(利益相反管理業務従事者)宛に案件を報告し、各業態 コンプライアンス部署がシステムに案件登録を実施

管理責任者



3. 利益相反管理(2)利益相反の管理システム(システムイメージ)

- フロントが報告した案件を、各業態のコンプライアンス関連部署がまずは利益相反チェック
- 業態を跨いだ利益相反管理が必要な案件は、各業態のコンプライアンス関連部署が、グローバル管理システムに登録。持株コンプライアンス統括部がコンフリクトチェック・指示・モニタリングを実施

グループ全体の利益相反の管理(システムイメージ)

持株 コンプライアンス統括部

グローバル41名(日15名/米8名/欧9名/ア9名) ※利益相反管理業務の従事者

以下の情報集約対象業務を事前報告

- M&Aアドバイザリー業務(売・買)
- M&Aファイナンス業務
- 株式引受業務、債券引受業務
- 資産・債権流動化アレンジメント業務
- 公開買付代理人業務
- 投資先ファンドによる買収・売却
- LBOファイナンス業務
- 不動産アセットマネジメント業務

グローバル管理システム

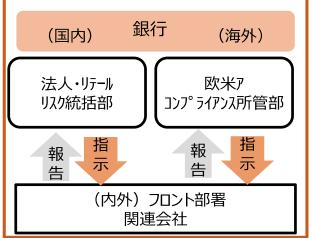


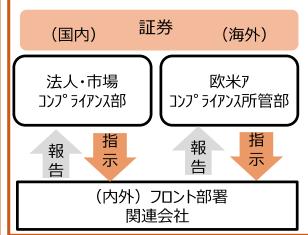
例えば以下の弊害防止措置を指示・モニタリング

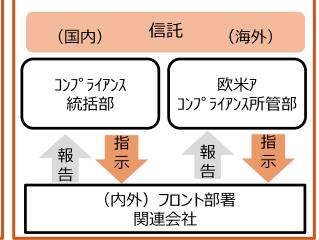
M&Aアドバイザリー業務など、当グループが契約上の義務を負う複数のお客さまの利益が相反・競合する場合、案件の状況に応じて、

- 一方の取引中止
- 取引方法変更
- 開示と顧客同意取得
- 情報遮断など

の措置を検討し、指示・モニタリングを行う









3. 利益相反管理(3)利益相反の管理システム(業務フロー)

- 顧客間の利益相反の虞れのある、M&Aの売買双方の企業からFA就任の打診があった際には、グローバル利益相反管理システムに集約され、原則、片側の就任をお断り
- 有価証券の発行が借入金の返済に充当されるようなケースにおいては、目論見書を通じて投資家に資金使途を開示。加えて、低格付け先の市場調達案件では、投資家へのリスク移転、投資家との情報の非対称性に基づく不適切な取扱い、与信回収を目的とした不適切な取扱い等の有無を検証し、証券への連携を実施



1. MUFGの組織

【担い手】

- 各業態の現場の担当者が、管理対象業務の案件チェックを利益相反管理所管部署に申請
- 各業態内のコンプライアンス部署にてシステム入力、業態内チェックを実施
- 業態跨ぎのチェックを行う必要のある業務は、MUFG(利益相反管理部署であるコンプライアンス統括部取引情報管理室、以下MUFG)にてチェックを実施

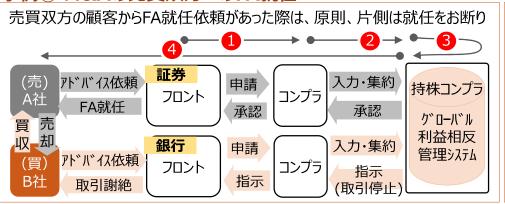
【システム】

■ グループ各社の対象業務取引をグローバルベースで取りまとめ、平成24年2月に導入したグローバル利益相反管理システム(GCIMS: Global Conflict of Interest Management System)を通じて、MUFGへ事前報告する体制を構築

【検証・弊害防止措置の検討・指示・モニタリング】

- MUFGにて、「利益相反管理対象業務」間、及び「利益相反管理対象業務」と「レピュテーショナルリスクの高い業務」の全ての組み合わせについて、予め想定し得る利益相反・レピュテーショナルリスクを特定し、対応策等を整理・類型化
- 同室にて判断し、情報遮断や、顧客同意の取得、サービス内容の制限(利益相反が解消されない場合は、どちらか片方の取引停止)といった利益相反の弊害防止策を現場に指示しており、履行状況を定期的にモニタリング(年1回社内研修状況についても確認)

事例① M&Aの売買双方へのFA就任



事例② 低格付先の市場調達

低格付先の市場調達案件は証券連携前に、以下の検証を実施

【対象顧客】 債務者格付の低い先

【チェック部署】 法人・リテールリスク統括部

MUFGコンプライアンス統括部取引情報管理室

【チェック内容】 投資家へのリスク移転、投資家との情報の非対称

性に基づく不適切な取扱い、与信回収を目的とした

不適切な取扱い等の有無の検証

【弊害防止策】問題ある案件の場合は、情報遮断、顧客への利益

相反状況の説明等を指示する場合あり



3. 利益相反管理(4)利益相反管理の対象業務

- 信認義務、マーケットアビューズ、レピュテーショナルリスクの観点から、「利益相反管理対象業務」「利益相反管理対象業務と同一事案で行われた際にレピュテーショナルリスクの高い業務」をグループベースで特定
- 業務の追加要否は、各種法令改正等も踏まえ、コンプライアンス統括部が毎月実施する「新商品・新 種業務リスクチェック」において随時確認。MUFGコンプライアンス統括部取引情報管理室は、各業態か らの報告に基づき定期的(半期毎)に管理対象業務の見直しを実施

利益相反管理の対象業務

①M&Aアドバイザリー業務(売買へのアドバイス)	⑧プリンシパルインベストメント業務
②資産・債権流動化アレンジメント業務	9ローンセカンダリー業務
③プロジェクトファイナンス・アレンジメント業務	⑩クレジットポートフォリオマネジメント業務
④シンジケートローン・アレンジメント業務	①不動産アセットマネジメント業務
⑤公募債の社債管理業務	迎株式引受業務、債券引受業務
⑥LBOファイナンス業務	<u>③公開買付代理人業務</u>
⑦政策投資	<u>⑭リース投資家組成媒介業務</u>

レピュテーショナルリスクの高い業務

①貸付業務(貸付実行行為及び債権者の立場)	⑤不動産仲介業務(売買双方へのサービス)
②M&Aファイナンス業務	<u>⑥買収防衛コンサルティング業務</u>
③買収防衛コミットメントライン業務	⑦IPOコンサルティング業務
④シンジケートローン・エージェント業務	

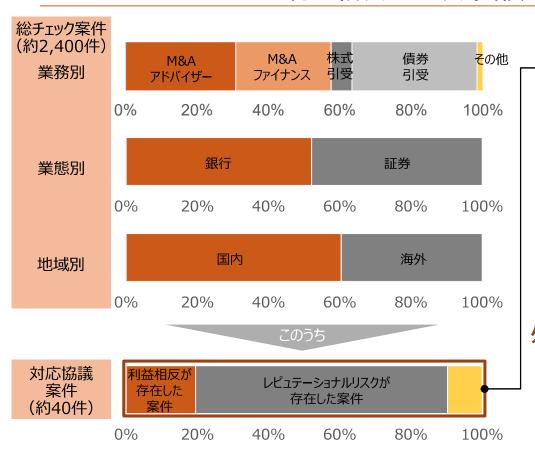
(注)下線は、三菱UFJ銀行以外のエンティティでのみ取り扱いのある業務



3. 利益相反管理(4) 利益相反管理のモニタリング体制

- 業態を跨ぐ利益相反チェックは2020年度に、2,400件程度。M&A関連と株式・債券引受の2つが主
- このうち、リスクが高いとして対応を協議した案件は、約40件あり。これに対して、コンプライアンス統括部から、 顧客からの同意取得や経緯報告、業態間の情報遮断、取引の限定等の対応を指示
- モニタリング状況は定期的(四半期)で経営会議に報告。また、外部弁護士による適正性の検証も実施

MUFGの利益相反のチェック実績・検証体制(2020年度)



- → 利益相反の観点から対応が必要と判断した 案件は、以下の対応を指示
 - 顧客からの同意取得や経緯報告
 - 業態間の情報遮断
 - 取引を限定する等の対応をコンプライアンス 統括部から各業態へ指示
 - →問題のある状態のまま、案件実行に至った ケースはゼロ

外部顧問弁護士による利益相反管理体制のチェック

• 年1回、外部の顧問弁護士が、個別案件 判断やモニタリング内容のチェックを通じて、 管理体制の適正性ついて検証を実施



※対応協議案件数は1件単位

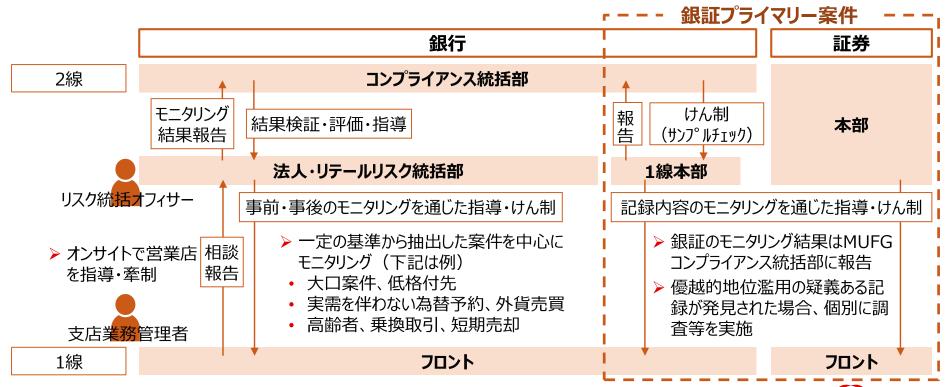
4. 優越的地位の濫用防止(1) 防止のための体制整備

- MUFGでは、法令等に基づき、実効的な優越的地位の濫用防止のための体制を構築
- プロダクツ・業務に応じて優越的地位の濫用が発生していないか案件の段階で事前チェックを行いつつ、 事後的にもモニタリングを重層的に行う体制を整備

MUFGの優越的地位の濫用防止の体制

禁止行為の 類型

- 自由で公正な競争を妨げる行為として、例えば、経済合理性のない取引やお客様の意向に沿わない 取引を他の取引の条件とするなど、明示・暗示を問わず、強要・誘導すること
- ・ 特段の必然性(お客さまからの要請等)がないにもかかわらず、同一案件で連携先企業と過剰な帯同 訪問を繰り返す等、状況によってはお客さまから優越的地位を利用した勧誘・取引と誤認される行為





4. 優越的地位の濫用防止(2)事後チェック・モニタリング

- 銀証プライマリー連携案件では、①案件連携段階での事前チェック、②案件成約後に事後チェック、③さらに事前・事後チェックの運営状況のモニタリングの重層的な体制を整備
- 最終的には、持株コンプライアンス統括部が、記録のサンプルチェック等を実施し、事前・事後チェックの適正性をモニタリング。その結果、特段、優越的地位の濫用に該当するケースは確認されず

MUFGの優越的地位濫用防止に向けたチェック・モニタリング体制

重要的なチェック・モニタリング体制を整備

1. MUFGの組織

業務所管部が、既公開先の資金調達案件(全量)を、証券連携前に優越的地位の濫用の観点から問題がないか、連携前3ヵ月の法人CRM記録を確認。必要に応じ担当部ヒアリングも実施【チェック頻度は随時】

モニタリング

業態コンプライアンス部署が、案件制約後に、証券が株・社債の新規主幹事に就任した案件等について、主幹事就任/引受における優越的地位の濫用がないか、業務日誌の確認・メールモニタリング、必要に応じて担当部ヒアリングを行い、経緯等に係る適切性をチェック
【チェック頻度は四半期】

③ <u>持株コンプライアンス統括部</u>が、事前及び事後 チェックの運営状況・検証の適正性のモニタリング、記 録のサンプルチェックを実施

銀行から証券連携のPO案件

①業務所管部の事前チェック

時期	2020年 1 - 3月	4-6月	7-9月	10-12月
ŧニタリング対象数		計約	L20件	

証券の株・社債新規主幹事主任案件

②業態コンプラの事後チェック

時期	2020年 1 - 3月	4-6月	7-9月	10-12月
Eニタリング対象数	計 20件弱			

、モニタリングの結果、優越的地位の濫用に該当する ようなケースは確認されず

そのうえで、

三菱UFJ銀行では、 優越的地位の濫用 防止に関する専用 の電話窓口も設置 優越的地位の濫用に関するご相談 優越的地位の濫用に関するお客さまご相談窓口

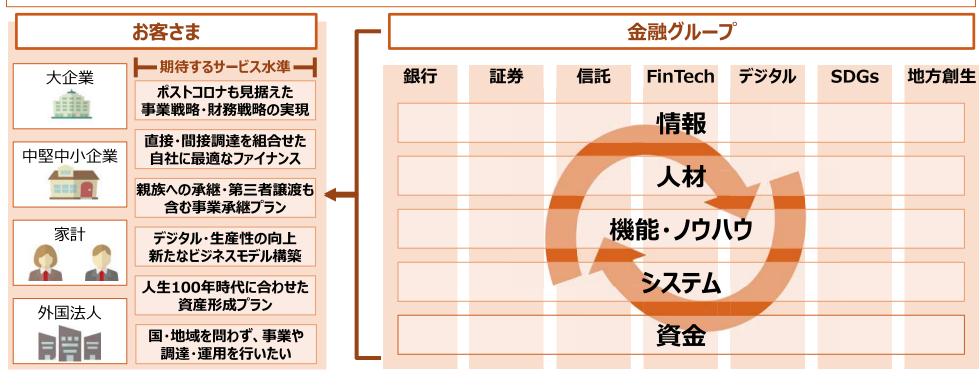
0120-778-838

受付時間 月~金曜日 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日および12月31日~1月3日は休業とさせていただきます)

5. FW規制撤廃によるお客さまのメリット

1. MUFGの組織

- 企業や家計を問わずお客さまは、単一の商品・サービスではなく、様々な分野のサービスを組合せ、多様な選択肢も比較しながら、自らのニーズを満たすサービスの提案をうけることを期待。
- 既に様々な情報やノウハウ・人材を活用し、顧客に最適なサービスを一元的に提供するプラットフォーマーが登場。「金融」の世界では、欧米では銀証一体運営が進化する一方、わが国では、ファイアーウォール規制により情報や顧客接点、プロダクツが銀証で分断されたままであり、お客さまが期待するサービス水準に辿り着くことは困難。
- 改正銀行法による業務範囲拡大に加え、FW規制の抜本的見直しを通じ、シームレスな情報連携と 一元的顧客接点を実現することで、銀証が其々のプロダクツに囚われることなく、『金融業』として、顧 客の課題解決やわが国金融資本市場の発展、経済成長に貢献して参りたい。

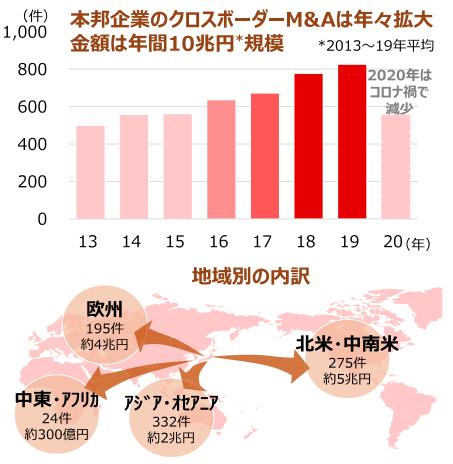




5. FW規制撤廃によるお客さまのメリット(参考資料:グローバルの視点)

- わが国企業のクロスボーダーM&Aは趨勢的に増加し、年10兆円規模まで拡大。企業のグローバルな挑戦を 支えうる、わが国『金融業』の育成・強化は国家的課題。
- MUFGは、国内・欧米・アジア等に広がる幅広いネットワークを通じた総合的な金融サービスの提供によって、 お客さまと社会の成長に、一層貢献して参ります。

本邦企業のクロスボーダーM&A



MUFGの海外ネットワーク

国内外の充実した拠点ネットワークを通じて、お客さまと社会 の成長に貢献しています。

国内 約600 拠点

海外 50以上の国に約2,100拠点



